

市では、市街化区域内の農地の保全を図るため、生産緑地地区の追加指定を行っています。

生産緑地とは

市街化区域内にある農地を計画的に保全して豊かな都市環境を形成することを目的に、地権者全員の同意を得て定めることができます。生産緑地に指定されると、原則30年間営農する義務を負う一方で、税制優遇を受けることができます。

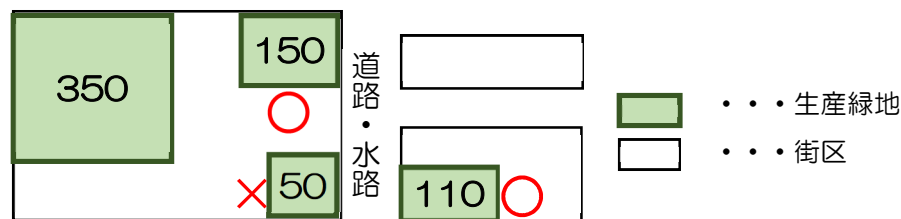
固定資産税等：	農地課税
相続税等：	納税猶予の適用（終身営農で免除）
営農義務：	原則30年間の農地等として適正な管理・保全義務
建築規制：	建築物の新築等の行為制限あり

指定の要件

（1）一団の農地で面積が300㎡以上の規模であること

指定を希望される農地が300㎡以上の規模であるか、または物理的には隣接していなくても、同一又は隣接する街区に複数の農地があり、一団の農地として300㎡以上の規模である。

ただし、この場合の1つの農地の面積は、100㎡が下限となります。



（2）合理的な土地利用に支障がない農地であること

- ・周囲を塀で囲んだり、周りから見えないような状態ではない土地
- ・農地転用の届出がされていない など

（3）農業の継続が可能である農地であること

- ・用・排水路、日照、通風など植物が育つ条件が確保されている
- ・道路または水路等に接している など

（4）土地に関する権利を有する者全員の同意がある農地であること

- ・所有権、抵当権 など
（土地登記簿謄本権利部で確認してください。）

注）土地の一部を生産緑地に指定される場合、原則分筆が必要です。

分筆されない場合は地積測量図など面積のわかる書類が必要になります

追加指定の申請について

生産緑地の追加指定を希望される方は、「生産緑地地区指定申出兼同意書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて大東市へ提出してください。

☆提出期限 令和8年6月1日（月）～7月31日（金）午後5時まで

☆申請に必要な書類

- ①生産緑地地区指定申出兼同意書（1筆につき1枚）
- ②公図の写し ※
- ③土地登記簿謄本（全部事項証明書）※
- ④土地所有者の本人確認書類の写し（運転免許証等）
- ⑤現地写真（1筆ごとに撮影）
- ⑥建物配置図（農業用施設がある場合）
- ⑦その他必要な書類（委任状、一部指定の際の土地の面積がわかる書類等）

※②③最寄りの法務局で取得してください。発行から3か月以内のものに限ります。

原則登記官の押印証明のあるものをご用意ください。

Q&A

Q：生産緑地に指定されると子どもに将来負担をかけてしまうのではないのでしょうか？

A：生産緑地に指定されると、30年間の営農義務が課されますが、途中で相続が発生した場合、相続する方は生産緑地継続か否かの選択ができます。そのため、自分の代は農業を続けたいと思っている方にとっては、利用しやすい制度です。

Q：生産緑地の買取り申出って何？

A：生産緑地の所有者は、①農業の主たる従事者が死亡等により農業に従事することが不可能になった場合 ②生産緑地の指定から30年を経過した場合、市に買取り申出をする事ができます。

申出から、3か月の間に市や農業者等への斡旋等が成立しない場合には、生産緑地としての制限が解除され、建築・開発行為等が可能になります。

問い合わせ先

都市経営部都市政策課 ☎072-870-0483

大東市 生産緑地

検索